



福島医発第 0061 号 (地)

平成 26 年 4 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

電子メール等による処方内容の電送等について

処方内容の電送については、患者又は現にその看護に当たっている者（患者等）が、医療機関や居宅等から調剤を希望する薬局に対してファクシミリにより処方内容を電送することにより、薬局を来訪して処方箋と引き替えに調剤された薬剤の交付を受けることが既に行われているところですが、今般、患者等が処方箋をスキャナ等により画像情報として電子化したものを電子メール等により電送することについても可能であるとするとともに、その電送方法等における留意事項について、日本医師会を通して厚生労働省医薬食品局総務課より別紙のとおり周知依頼が参りましたのでご連絡申し上げます。

なお、今回の電送方法の見直しは、厚生労働省の「チーム医療推進会議」（日本医師会藤川謙二常任理事が構成員として参画）における審議を踏まえたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

日医発第 1138 号(地 I 228)

平成 26 年 2 月 24 日

都道府県医師会会長 殿

日本医師会会長

横 倉 義 武

電子メール等による処方内容の電送等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬食品局総務課長より各都道府県等衛生主管部（局）長に対し、「電子メール等による処方内容の電送等について」の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

処方内容の電送については、患者又は現にその看護に当たっている者（患者等）が、医療機関や居宅等から調剤を希望する薬局に対してファクシミリにより処方内容を電送することにより、薬局を来訪して処方箋と引き替えに調剤された薬剤の交付を受けることが既に行われております。

本通知は、情報通信技術の進展等に鑑み、処方内容の電送にあたっては、患者等が処方箋をスキャナ等により画像情報として電子化したものを電子メール等により電送することも可能であるとするともに、その電送方法等における留意事項について周知を依頼するものです。なお、今回の電送方法の見直しは、厚生労働省「チーム医療推進会議」（藤川謙二常任理事が構成員として参画）における審議を踏まえたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますとともに、貴会管下関係機関等への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省医療情報ネットワーク基盤検討会で検討されている「電子処方せん」とは異なりますことを申し添えます。

薬食総発 0205 第 2 号
平成 26 年 2 月 5 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長
(公 印 省 略)

電子メール等による処方内容の電送等について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県等衛生主管部（局）長宛てに通知しましたので、御承知いただくと共に、関係者への周知をお願いします。



【別添】

薬食総発0205第1号
平成26年2月5日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長
(公 印 省 略)

電子メール等による処方内容の電送等について

患者又は現にその看護に当たっている者（以下「患者等」という。）が調剤を希望する薬局に対してファクシミリにより処方内容を電送し、薬局を来訪して処方箋と引換えに調剤された薬剤の交付を受ける場合の留意事項については、「処方せん受入れ準備体制の整備のためのファクシミリの利用について」（平成元年11月15日付け薬企第48号・保険発第107号厚生省薬務局企画課長・保険局医療課長連名通知。以下「連名通知」という。）で示しております。

今般、情報通信技術の進展等にかんがみ、処方内容の電送方法等について、下記のとおり取りまとめましたので、ご了知いただくとともに、貴管下関係者へ周知をお願いいたします。

なお、調剤の場所の特例に関する特別の事情の取扱いについては、引き続き、「薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成19年3月30日付け薬食発第0330027号厚生労働省医薬食品局長通知）のとおり取り扱うものとします。

記

処方内容の電送方法としては、患者等が、医療機関や居宅等から薬局に対して、処方内容をファクシミリにより電送する方法のほか、処方箋をスキャナ等により画像情報として電子化したものを電子メール等により電送することも可能であること。ただし、処方内容とは異なった薬剤が患者等に誤って交付されることを防止するため、その方法は、電送されたものから処方内容を容易に確認できる方法であつ

て、電送されたものと処方箋の原本とが同一の内容であるかの確認が容易なものに限られるものであること。

電子メール等で電送する場合も、ファクシミリによる電送の場合と同様、患者等が薬局を自由に選択できる体制等、連名通知で示している点に留意すること。